

京都市大學經濟學會 經濟叢論

第 二 號 第 四 十 三 卷

昭和十一年八月一日發行

論 叢

地方税としての住居税

資金需要供給の金融緩慢逼迫に於ける中立性

法學博士 神戸正雄
經濟學博士 小島昌太郎

時 論

革新原理としての「民有國用」に就いて

經濟學博士 石川興二

日印貿易の再檢討

經濟學博士 谷口吉彦

研 究

フイヒテに於ける國民の福祉

經濟學士 出口勇藏

講 演

近時に於ける經濟觀と政策觀の變化に就て

法學博士 河田嗣郎

說 苑

ドイツ商業航空の新展開

法學士 吉川貫二

ルーターの商業及利子論

經濟學士 澤崎堅造

土地問題と産業組合

經濟學博士 八木芳之助

附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

研究

フイヒテに於ける國民の福祉

『封鎖商業國家』の研究

出口 勇 藏

一、緒言

ドイツ唯心論者の社會思想を特徴づけて、カントを市民主義、シェリング・ヘーゲルを全體主義乃至國家主義（尤もヘーゲルを全體主義とのみ解するのは、彼の全貌を捉えたものではないが）、と呼ぶならば、フイヒテのそれは國民主義と云ひうるであらう。¹⁾フイヒテの思想をフイツシャールに從つて三期に分つ時²⁾彼の國民主義的思想は特に第三期に於て顯著であるが、第二期に屬する『封鎖商業國家』に於ても之を窺ふことが出来る。³⁾本書に對する解釋は甚だ多様であつて、社會主義・無政府主義・全體主義・將又フリードリッヒ大王の理想の複製なりとされるのであるが、⁴⁾之等の内後の三者は第一期及び第三期の思想を何れも曲解して本書に押しつけたものであつて、第二期の思想として見る

- 1) フイヒテの國民主義一般に就ては、南原繁、フイヒテに於ける國民主義の理論（寬教授還曆祝賀論文集昭和九年）參照。
- 2) 第一期（1790-94）、第二期（1794-99）、第三期（1800-14）、Vgl. K. Fischer, Fichtes Leben, Werke und Lehre (Geschichte d. neuen Philosophie Bd. 6).
- 3) Der geschlossene Handelsstaat, Ein philosophischer Entwurf als Anhang zur Rechtslehre, u. Probe einer künftig zu liefernden Politik. (1800) 以下に Rechts-

時、第一の理解の妥當なることを思ふ、そしてこゝに國民主義的思想を窺ひうるとなすのが我々の立場である。現今ナチスの理論家は、全體主義と解する立場に組して、ファイヒテを彼等の理論の先驅者たらしめんとつとむるものゝ如くであるが、之はファイヒテの眞意を遠ざかること甚だし、我々は之に就て明確に批判することを要求せられる。極めて簡潔ではあるが、國家改造への熱烈なる實踐的意圖より出で、云ひうべくんば實踐學の十八世紀的形態を示す本書に於て論ぜられるところは、理性國家(理想國家)に於ける經濟組織(第一篇)、現實の國家に於ける經濟組織(第二篇)、及び後者より前者に至るべき政策(第三編)である。茲に我々は、國民の福祉(Nationalwohlstand)なる本書の中心概念を取上げ、彼の論ずる順序に従ひファイヒテの經濟哲學を明かにしたい。

二、第一編——理性國家に於ける國民の福祉

理性國家に於ける國民の福祉を述べるに當つて、我々は理性國家とは何ぞやに就て理解を得ておかねばならぬ。最初人間は同一の活動範圍に相寄て生活し、互ひに自己の榮養と享受とを求め、互ひに邪魔し破壊し合ふ。人間が自由でなく、法の概念が存在せざるこの争鬭を免れる唯一の手段は、人間が相互に契約し、互ひに自己にのみ屬し他人に所屬しない一つの權利、即ち排他的權利を得、財産を確保することである¹⁾。而して國家も又個人の契約より成立する。「不特定數の人間を一の封鎖されたる全體に、一の全體性に結合するものは國家のみである。……従つて國家に

lehre と云ふは、Grundlage des Naturrechts etc.(1796)を指す。本書を第二期の思想として、この Rechtslehre 及び Das System d. Sittenlehre etc.(1798)との聯關に於て解するの正當なる所以。又本書に於て國民主義を見ることの妥當性は、第三期に屬する Rechtslehre (1812)に於て、本書の内容が反覆せられてゐることによつて證明せられる。ファイヒテは、本書を彼の bestes und durchgedachtestes werk と呼び、同時代者の本書を理解すること餘りに少き

よつてのみ初めて、法律上有效なる財産權が基礎づけられるのであらう。²⁾「かくて理性國家の本分は「各人に初めて彼のものを與へ、彼に初めて財産權を與へ、初めてその狀態の保護をなす」ことに存する。こゝに財産權とはフイヒテに従へば「物への構利」ではなく、「行動への排他的權利」「個人の自由なる行動の排他的權利」であつて、前者は後者より初めて生じ、導き出されるものである。⁴⁾而してこの意味での財産權が本書の基礎をなすとされる。

擬て全て自由なる人間の行爲の目的は生きようと云ふことであり、生きる可能性に對して人間は皆平等な法的要求を持つ。しかし人間の力が無限に増加するか、又は自然が突然に變化するかしないならば、人間は福祉を自然から期待することは出來ぬ。我々はそれを勞働によつて獲得しなければならぬ。故に「內的・本質的な福祉は、人間が最も困難でない・持續的でない・勞働を以て、人間的享受をつくること⁵⁾」であり、この福祉を國民のすべてに保證することが理性國家の本分であり、分配の要諦でなければならぬ。然らば內的・本質的な福祉は如何なる經濟組織に於て實現するであらうか。國民が全體としてこれを得るためには分業が必要であり、國民は分業によつてのみ可能なる福祉を高める權利を持ち、國家は分業を設ける義務を持つ。⁶⁾分業は階級又は職業(Stand)によつて遂げられる。⁷⁾フイヒテは此に四つのものを數へる。(一)生産者階級(Stand d. Produzenten) (二)技術家階級(Stand d. Künstler od. Fabrikanten) (三)商人階級(Stand d. Kaufleute od. Kaufmannsstand) (四)官吏・教職・牧師・軍人の階級(öffentliche Beamte)。前三者が國民の基本的

は、Beweis, wie wenig die Philosophie gegebene Verhältnisse beurtheilen, im Praktischen sich zurechtfinden könne なりと云つたと謂ふ。(Fichtes gesämmt. W. Bd III XXXVIII)。4)、5) 本稿末尾の註參照。

1) Der geschlossene Handelsstaat, III, SS. 400-401 (4-5)——前者は全集版の卷數及び頁數。括弧内はS.S.M.版の頁數。以下同斷。尙 philosophische Bibliothek. 版には全集版の頁數が打つてある。 2) ebenda. 3) ebenda.

階級であるから、今これのみに就て考へやう。各階級は階級として勞働の排他的權利を持ち、相互に消極的及び積極的契約を結ぶ。消極的契約とは、相互に他の權利を侵さない契約、積極的契約とは各階級が「同様に快的に生活しうる標準に従つて」、生産物・加工品を送り、之を商人の手を以て、「一定の基本價格」を以て交換すべきことを意味する。⁸⁾ この交換をフィヒテは公的交換 (öffentliche Verkehr) と名づける。相互契約は又各階級内部の下級階級内に於ても結ばれる、第二階級に於けるツンフト、第三階級に於けるギルドが之である。次に第一階級は國家の基本的地位に立つ、「生産物獲得は國家の基礎、すべて他のものがそれに従つて立てられる最高の標準だ」⁹⁾ である。故に先づ生産者階級と非生産階級との數の割合を土地の沃度、農業狀態により規定することが要求せられ、次に又同様に第二・第三階級に就ても數の制限がなさればならぬ。

かくの如くにして各階級の生産は國家の統制の下に行はれる。この際國家は公的交換にもたらされる商品の價格を決定せねばならぬ。我々はこゝにフィヒテの價值論を概説することが要求せられるであらう。人間の經濟活動の目的は、「生活の可能と便宜」の獲得にある。故に經濟活動の價值は、人間が比較的平等に得べき生活必要品と便宜品との價值に等しい、とフィヒテは云ふ。生活必要品及び便宜品を彼は生活必要品中最も必要なる單なる榮養手段即ちパン、パンの原料たる穀物に還元する。而して價值 シユレヒトヒン 自體 ¹⁰⁾ を持つ穀物の「内的價值」・價值の實體を、それによつて榮養が保たれる時間又は效用に求める。かくて公的交換にもたらされる商品が法律上持つべき基本

4) III, SS. 401-402, (5-6), SS. 440-442 (48-52).

5) III, S. 423 (30). 6) III, S. 424 (31).

7) フィヒテを全體主義と解さんとする Spann 及びナチスの理論家は、Stand なる字よりフィヒテの理想國家は身分國家 (Ständestaat) であると云ふ。(Spann, Cit. op. S. 42, Brunner, cit. op. S. 20 S. 49) が之は誤りである。何となればフィヒテは 1796 の Rechtslehre に於ては Klasse なる文字を用ひ、又 1793 の

價格は、各階級が彼の勞働によつて互ひに生活出来る價值として規定せられる。¹¹⁾

國內生産と交換との均衡は、上述の分業と基本價格とによつて確保せられ、國家は之に望むに法律と強制とを以てする。而して國家は更に次の四つのことに注意することが必要である。(一)若し法律と統制の下に服せぬ何人か、國內に存在するならば、この均衡は保たれない。故に「外國人ととのすべての交通は、臣民に禁止せられ、不可能とされねばならぬ。即ち理性國家はそれが法律と個人との封鎖的國家である様に、全然『封鎖商業國家』である。若しも外國貿易が必要なる場合には國家自らが之に當るべきであつて、市民に許さるべきでない。¹²⁾(二)第四階級即ち官吏が必要であり、彼等には職務の等價物が與へられねばならぬ。之租税の基本概念である。租税額は官吏の數と生活程度とに依存して、之は「公的福祉の破壊」ではあるが、「すべての人に平等にかゝる眞の負擔」であつて、之によつて上述の均衡は破らるべきでない。¹³⁾(三)經濟生活の基礎であり、他階級の生活が之に依存するところの原始産業の收穫の不確實性に對して、國家は豫め過剩額を準備するの方策を取らねばならぬ。若し過剩額に遞減・遞増の傾向があるならば、生産者對非生産者の比率を變更して國民の福祉を維持・發展せしむることを要する。¹⁴⁾(四)以上、均衡は交換の媒介物を捨象して考察された。そこで人或ひは若し貨幣が介入すれば、この均衡が破れるではないか、何故なら貨幣價值は極度に可變的であるからと云ふかも知れない。之に對するフイヒテの解答は次の如くである。成程、國內の使用價值は、收穫と共に増加し次の收穫時までに減少する、故に

Sittenlehre にあつては、こゝに云ふものを職業として、夫婦・親子を示す Stand と區別してゐる。(Vgl. Naturrecht § 19 D. III S. 231 ff. Das System d. Sittenlehre § 26 IV S. 327) こゝに云ふ Stand は職業又は階級であつて封建的身分ではない。之ナチス的曲解の一である。

8) III SS. 403-406 (8-11) 9) III S. 408 (13).

10) III SS. 415-417 (21-23).

11) 直ちに判明する様に、價值と價格とが

「すべての價值の繼續的な・減少せず・増加もせざる・代表物、價值の表徴」の存在は必要である。だが價值表徴は「それ自身としては使用價值を有せず、少い內的價值を持てば持つ程、單なる表徴としては好適である。」¹⁵⁾この貨幣は、國家意志によつてのみ價值表徴となる、従つてこの貨幣は封鎖國內でのみ流通する、之をファイヒテは國內貨幣(Landesgeld)と呼ぶ。このものによつて、均衡は破壊されずに公的公換は圓滑に營まれるであらう。只國家の注意すべきは、國內貨幣の偽造を防止し、商品量と貨幣量との調節をなすべきこと等である。¹⁶⁾

三、第二編 現實の國家に於ける國民の福祉

以上國民の福祉の本質及び之を實現すべき經濟制度を理性國家に於て見たファイヒテは、分析を現實の國家及びその諸關係に向ける。現實のヨーロッパの世界は數個の大商業國家と見なされる。近代國家は束縛なき個人が法律の統一の下に集合し結合することによつてではなく、數個の偉大な・束縛されること少き・人間群の分裂と分割とによつて成立した。故に個々の國家は「分裂せられた、その延長から云へば大部分偶然によつて規定せられた以前の全體の部分である。」¹⁾この分離は現在までに未だ完了してゐず、我々の概念や制度に舊制度の淺滓が見られ、經濟組織に於ても前代の『商業組織』の根本的特徴が現代まで繼續し、その限りに於てヨーロッパ全體が『商業社會』である。²⁾故に現實の國家に於ける國民の福祉及び經濟制度は、この舊制度を認識すること即

等置せられてゐる。

13) III SS. 424-427 (31-35)

15) III S. 432 (40). ファイヒテはこの貨幣の材料として、紙及び皮革を薦める。

16) III SS. 435-440 (43-48).

1) III SS. 451, 452 (62).

12) III SS. 419-421 (26, 27).

14) III SS. 428-431 (35-38)

2) ebenda u. III S. 393 (XXVII).

ち現實の國家の諸關係を吟味することによつて批判される。我々は之を次の三點に要約しやう。

(一) 先づ現實の國家に於ける個人相互の關係を見る。個人は自己の生産物を無制限に市場にもたらし、市場ではフイヒテが世界貨幣 (Weltgeld) と名づける金屬貨幣——大商業國家のすべての部分に於て同一の價值を持ち、一國より他國に無制限に流通する交換手段——が妥當する。その價值は、「商品の價格が自からつくられる」から、極めて可變的である。³⁾ 國內は交換の無政府狀態となり、個人の富は世界貨幣の所有額によつて測られる。⁴⁾ 個人は世界貨幣の追求・獲得に利己心を發揮し、そこに販賣者と購買者との争闘が起り、これは人口増大・技術の進歩・慾望の多樣化と共に益々危険となり、「要之、何人にも保證が與へられず、人は互ひに自由となり相互に減ぼされんことを欲する。」⁵⁾ (二) 現實の國家と個人との關係を見るならば、政府が市民より租税を徵收することなく國家の費用を直轄地より支辨する間は、政府自身が獨立の成員であるが、政府が租税を市民より世界貨幣で取立てるならば、事情は複雑となる。この時、國家と國民との關係は「個人は個有の概念に於ては相互に分離されており、共同的關心 (gemeinschaftliches Interesse) を持たないが、政府の概念に於ては租税納入の市民は唯一の團體 (ein einziger Körper) に結合せられ、その福祉に對して政府は關心する」と云ふに歸する。こゝに至つて「初めて國民の富或ひは財産を持つ國民の概念が一つの意味を持つ」⁷⁾ が、その富は世界貨幣の形態に於ける富に外ならぬ。こゝには政府は國民が納むべき世界貨幣従つて國民の有する世界貨幣の故にのみ國民の福祉に關心するに

3) フイヒテは、後年の Rechtslehre に於て、金屬貨幣は商品と貨幣との Halbsheit だと云ふ (Rechtslehre 1812 herausgegeben von Hans Schulz S. 89).

4) III S: 452 (63).

5) III SS. 457-458 (58-70).

6) III S. 460 (71, 72).

7) ebenda.

過ぎず、國民の福祉が自己目的ではなく、政府の利益の手段としてのみ顧慮せられる、従つて國民相互の間の萬人の萬人に對する爭鬭の結果、彼等の間に如何に貧富の差が生じ、生活に脅かされる國民が生じやうとも、そのこと自體は關心せられない。この現實の事態は、國家論に反映して、國家は市民の財産を法律によつて保持する施設なりとされ、^{アンシユナルト}國家の深き任務は看過されざるをえない。⁸⁾ (三)かゝる國民の福祉は如何なる進路を取つて進むか、之は國家相互の關係を見ることによつて知られる。市民が互ひに他を犠牲にして富むに等しく、國際關係に於ても富める國家は彼の內的福祉を「益々貧困化する外國人の犠牲に於て高める。」⁹⁾「貧國に於ては年々國富は減少し、すべて可能なるものを商品化しなければならず、商品化は遂には國民自身にも及び、國家は自己の獨立性を賣つて他國の一地方となすに至る。——かゝる三つの關係の下に於て國家が自己の獨立性と富裕との爲めに取つた殆んど同一の政策が重商主義である。」

フイヒテは重商主義を次の二點より批判する。先づ此の政策によつて國家は所期の目的を達したか？此の政策の結果は、國家間にすべての國家が領土の限界故にさもなくとも持つてゐる敵對的傾向の外に、商業利益に基く「普遍的な秘かな商業戰爭」を惹起する。「相爭ふ商業利益は、戰爭の——人はそれに他の口實を與へるが——眞の原因であることが屢々である。¹⁰⁾」而して貧國は勿論富國と雖も、戰爭・外國の獨立の脅威のために國富を失ひ、赴くところは一樣に國力の衰退である。即ち國家はその目的を到達しえない。次に重商主義は果して合目的であつたか？之も否

8) III S. 453 (64).

9) III SS. 461, 462 (73, 74)

10) III, S. 568 (80, 81).

定的に答へられねばならぬ。何者國家の目的は先述の如く國民の眞の福祉を確保すべきことであり、「國內の平和の維持が必然的に政府の第一の目的であり、對外への國力發揚に常に先行せねばならぬ、何者後者は前者によつて制約されるから。」即ち現實の國家に於ては國民の福祉は實現されず、國家が國內の平和維持よりも對外的國威發揚のために取る重商主義政策亦」その欲するところのものを擧げず、かへつて新しい災厄に導く。¹¹⁾「於茲現實の國家諸關係が否定せられ、代ふるに理性國家のそれ等を將來すべき實踐的課題が生じ、それへの方策が追求されねばならぬ。

四、第三編——政 策 論

現實の國家より理性國家に至るべき實踐的課題にフイヒテは端的に答へて「國家が何よりも外國との商業を全く封鎖し、一の分離した商業國家を構成することだ¹⁾」と云ふ。之は政治學の對象であり、同時に本書の課題である。而して彼は國家を封鎖するに三方策を數へる。(一)世界貨幣を國家の手に收めて、代りに國內貨幣を流通せしむること。(二)外國貿易が必要ならば國家自ら營むこと。(三)國家が自然的境界 (natürliche Grenze) を持つこと。——以下之等を説明するであらう。

(一)「市民の手に存在するすべての世界貨幣即ち金銀が流通外に置かれ、新國內貨幣即ち國內のみ而も排他的に妥當するであらうものと換へられるであらう²⁾」政府は前以て市民に知らすことなく、國內の金銀を強制的に集め、代りに國內貨幣を與ふべきである。これに際して政府は何等

11) III SS. 469, 470 (82).

1) III S. 476 (90).

2) III S. 484 (100).

禁止・罰則を要せず、「一瞬間の中にすべての金銀が民衆に對して新國內貨幣の交換の外には何ら他の目的に用ひられることなく、新國內貨幣が彼等の生活にとつて不可缺となる様に、容易な・極めて自然的な・準備を要するだけであらう。」³⁾

(二) 政府は上に收めた世界貨幣を以て外國貿易を行ふ。而も政府の意圖するところは、一定期以後には外國貿易を可及的に無くすることである。こゝに從來外國貿易によつて生活しつゝある國民が、生活の道を斷たれ、國民の福祉に障害を來すではないかとの疑問が當然生すべきである、蓋し市民の以前の自由なる權利の繼續的享受の要求は合法的であるから。⁴⁾之に對してフィヒテは次の對策を用意する。先づ工業生産物に就て云へば、若し原料の存在が前提されるならば、各國ですべて可能なものが製造されぬ理由、製造への機械的技術を我ものとなし得ない程に無智である理由は考へられない。⁵⁾若し外國にはあつて自國に製造し得ない技術があるならば、政府は外國の力と補助手段とを借り又は買ひ、如何なる價格を支拂つても外國から「實踐科學の偉大なる頭腦・發明をなす化學者・物理學者・機械學者・技術家・及び製造業者を招かねばならず」、⁶⁾之に政府は手中の世界貨幣を當つべく、市民の要求はかくして満たされるであらう。次に原始生産物に就て云へば、それらの中には或る氣候に於ては有利に生産せられないものがあることは否定出來ない、だがかゝる生産物も若し多少の勞働と費用とを惜まないならば、生産されるであらうし、⁷⁾又少くともその代用品は生産せられやう。⁸⁾殆んどすべての氣候は、すべての外國生産物に對する個有の代用品

3) III S. 489 (105).

4) 外國貿易は世界貨幣によつてのみ可能だからである。

5) III SS. 477, 478 (91, 92).

6) ebeada.

7) III S. 500 (116).

8) III S. 479 (93).

を持つ。たゞ最初の耕作が勞働を報ひないだけのことである。⁹⁾而して若し自國內に生産されず、又製造されぬ商品があるならば、かゝる商品は除々に流通界から退けらるべく、市民に豫め指令することによつて成功を見るであらう。¹⁰⁾

(三)最後に國家は世界から封鎖するに際して他の國家に對して要求を持つ。國家はその時、國家の自然の境界を獲得せねばならぬ。思ふに地球表面上の或部分はその住民と共に政治的全體を構成すべく規定せられてゐる。自然の此の暗示¹¹⁾は政治學で國家の自然的境界と稱するものである。

之は單に軍備的のみに要求されるのみでなく、より多く「生産的獨立性と自己充足性」(produktive Selbständigkeit und Selbstgenugsamkeit)に注意して云はれねばならぬ。さて現實の國家は前述の如く盲目的な偶然に規定されたものであるから、理性國家に到達するためには自然が規定した自然的境界を持たねばならぬ。¹²⁾その時戦争が起るだらうと人は云ふかも知れない。事實戦争に就て溜息をつくことは從來哲學者の特權であつたのである。¹³⁾だが戦争は現實の國家が自然的境界以上又は以下を領有してゐることによつて起るのであつて、之を正しく有する國家には戦争の起る筈はない。若し自然的境界を獲得するに際して戦争が起るとしても、之は事物の現狀に於ては不可避免的なのであつて、戦争を防止し永遠の平和を求むるためにこそ起ると考へねばならぬ。¹⁴⁾同時に現實に自然的境界以上を領有する國家は自己を制限せねばならぬ。植民地問題はこゝに關聯する。フイヒテに従へば、植民地征服は奴隷賣買と共にヨーロッパ各國が他の世界部分より共同に

9) III S. 500 (116). 10) III S. 479 (93).

11) 河川・海・山脈等を指す。之フランス革命に際して Danton がフランスの *frontière naturelle* に就て云へることより來るのであらうと云はれる。Vgl. V. Xavier Léon, *Fichte et son temps* tome 2. 1^{re} partie. p. 115.

12) 自然的境界は理性的のみに企圖し得るものである。——今日「富源理論」と云はれるものは、自然的境界の經濟的側面であることに注意すべきである。

搾取してゐるものと考へられるのであり、植民地領有自體が理性國家的ではないのである。¹⁵⁾

この三方策に對する準備をした上で國家が自らを封鎖すれば、現實の國家は理性國家となるであらう。我々はすべての國家が封鎖したと假定し、そこに於ける國民の福祉を考へやう。國民は外國貿易を營むことは不可能であるが、國家の規定するところに従つて國內貨幣を以て交換を營み、國家より「彼のもの」が保證せられる。貿易が不可欠なる商品（フィヒテはフランスの葡萄酒を舉げる）に就ては國營貿易が行はれるが、之は現實の貿易の如くに利潤獲得を目的とせず、「價值の絶對的平等」に於て行はれる。官吏は現在よりもより少數を以て足るであらう、何者國家行政及びすべて勞働の容易さは、人が秩序・全體の顧慮を以て確固たる計畫に従つて、仕事に携はることに依存してゐるものであるから。又國家間に戰爭を見る筈はないから、常備軍は國內の平和と秩序とのため必要なだけに限られるであらう。従つて租税は輕減せられるから、政府と市民との關係は極めて喜ぶべく、犯罪も減少するに至るであらう。そのみではない、國家の封鎖は早ければ早いだけそれだけその國家に多く利益する、最初に封鎖する國家は金銀を容易に、多く集め得べきも、金銀の量は次第に減退するを以て封鎖の後れたる國は封鎖に伴ふ費用を辨するに不足を來すであらうから。最後にかゝる國家に於ては高度の國民科學（Nationallehre）及び特徴ある國民性が生ずるであらう。フィヒテは各國民がそれぞれの差異に基づく制限を越えて端的に人類に屬するのは哲學であり、哲學が人類を相互に聯關づけるものであると云ふ。従つて世界貨幣を要する外

13) 此は明かにカントに向けられてゐる。カントは 1795 Zum Fewigen Frieden を公けにした、而して之に對してフィヒテは翌年その批評を 'philosophische Journal' に書いた。(VIII SS. 427-436).

14) III SS. 480-484 (94-98).

15) 後出の引用文參照。カントも亦英國の植民地領有には批判的であつた。

國旅行をなすべきものは學者及び技術家であつて、その他の國民が好奇心より之をなすは國家の禁すべきところであるとされる。¹⁶⁾

以上がフイヒテの實踐的方策及びそれより生すべき可能なる結果である。

五、理解と批判

我々は以上概説したところのフイヒテに於ける國民の福祉とその實現への實踐的理論を、その表現として持つ歴史的社會的實在と照合して、それが我々に對して即ち現在の社會とそれに對して表はるべき實踐理論とに對して、如何なる意義を有するか、即ちその歴史性を、指摘することによつて、理解と同時に批判とを得なければならぬ。

十八世紀末のドイツ——それは未だ封建制度の外皮の下にあり、小邦分立して各自重商主義政策に餘念がなかつた。と同時に封建制度内部の矛盾はますます激化して社會變革の徴は各處に現はれてゐたと云ふ一般的情勢に搗てゝ加へて、フランス革命の事實とその指導理念とは識者の驚愕と深い注意とを惹かすにはゐなかつた。特に青年の間には革命は深く同情せられ、自由・平等の社會思想は彼等の胸裡に深く喰入つたのである。更に經濟學說としては重農主義及びスミスが紹介せられ、重商主義に對する批判は、進歩的な人々から強く行はれてゐた。と共にカントが劃期的な理想主義的哲學を發表しつゝあつた時代である。而してフイヒテは寒村の貧家より出で、

この事實と思潮とを體して、フランス革命に對する輿論の是正を志し、カントの實踐理性を更に發展せしめて彼の『智識學』を築きつゝあつたのである。之をプロイセンに就て見やう。社會情勢は皇帝（フリードリッヒ三世）をして、屢々重商主義的政策を變へるに自由主義的政策を以てせんと思ひ立たしめ、而も舊支配的勢力の重壓は之を徒勞に歸せしめてゐて、政治の根本政策の決定を困難ならしめてゐた。而して自由主義の同情者であつて、自己の所有地に於ては之を實施して民衆の好評を博したが、國家的に之を強行するの氣力を缺き、結局一日和見主義者たらざるを得なかつたシュトルンゼー（Ch. A. Stuenkel）が宰相の職に就いたのは、一七九一年のことであつた。而してファイヒテが無神論論争のためにイエーナ大學を辭した身を、首都ベルリンで落着くを得たのは一七九九年のことである。その翌年彼は『封鎖商業國家』を宰相シュトルンゼーに獻じて公けにしたのである。彼はこゝに薦められる政策が政府の採用するところとなることを望んだとは云へ、而もこの直ちに行はれ難きを豫期して、「この企圖が學派の習作・漸次發展すべき體系の一環として、現實世界に残るだらうこと」に安んじ、「この企圖を公表することによつて、他の人にこの對象に關してより深く反省し、恐らくは有效・適切な發見に達する機會だけを與ふべきことに満足する」と、シュトルンゼーへの獻辭を終へるに當つて自己の目的を限定してゐる。³⁾そして事實この著書に對しては、二三の・ファイヒテの意圖を理解すること少き・批判が公けにされたにとゞまり、シュトルンゼーも亦、彼に謝禮の書簡を寄せたにすぎなかつた。⁴⁾乍併ファイヒテの後

- 1) Fichte, Beitrag zur Berichtigung der Urtheile der Publika über die Französische Revolution (1793).
- 2) X. Léon, cit. op. pp. 67-76.
- 3) III S. 393 (XXVIII)——引用は原文通りではない。
- 4) X. Léon, cit. op. pp. 116-120. 我々は Adam Müller がスミスの立場に立つて罵倒的な批判をなしたことを、思潮の流れのあはたゞしさの理解のために

世への期待に我々は背いてはならぬ。假令こゝに展開さるゝ理論が實踐的理論とし抽象的であり、本書の批判が「妄想」と評したことは酷に過ぐるとしても、ウトピーなることの指摘は容易であるとは云へ、——而してこれも亦極めて重要であるが——そのために茲に見られる・現在に於て、或ひは現在に於てこそ最も生々しく我々を捕へる・國民の福祉とその實現に關する實踐學的態度を見失つてはならない。我々の與へらるべき課題は、彼の理想主義的態度と實踐への情熱とに鞭たれて、而もそこに理論の抽象的を削出して具體的理論建設の一里程表となし、我々の理論にエールンネルンすることであらう。

先づ國民の福祉の理念に就て、我々はその普遍的意味に於てはそのまゝ受取らねばならぬ。本書に解かれる理想はより具體的に一八一二年の「法律學」に表はれ、そこでは國民の福祉は勞働によつて生活することより進んで、自由の内容たるべき「餘暇」により力點が置かれてゐるが、我々はこゝに經濟學を實踐學たらしむる國民的生命の尊長發展を圖る理念を認識する（我々にこゝにフイヒテの國民概念を明白に語りえなかつた。その詳細は後に譲らねばならぬ⁵⁾）。次に理想國家の經濟組織に就て、人はフランス革命に際して表はれた社會主義思想特にバブーフ (Babouf) のそれに酷似せることを指摘する。だが注意すべきは、バブーフの思想が快樂主義的であるに對して、フイヒテのそれが凌烈なる倫理學に裏づけられてゐることである⁷⁾。第三に時の現實的國家及び重商主義批判として之を見る時、その簡にして要を得たるは驚異的であると云ふべく、本書の中最も現實的だと評しうる。

注意したい。

5) Vgl. Rechtslehre 1812, SS. 53-55.

6) フイヒテの國民概念を明かにすることは、「國民の福祉」の意義をより明瞭にする所以である。

7) Léon, Cit. Op. pp. 101-116, G. Schmoller, J. G. Fichte, Eine Studie aus dem Gebiete der Ethik und der Nationalökonomie (Jahrbücher f. Nationalökonomie

彼は重商主義的國家に於ては國民の福祉は、個人と個人との、又政府と個人との世界貨幣を媒介としての外的結合によつて盲目的・偶然的に遂げられ、個人は他人を犠牲として富み、國家も亦他國を犠牲として強大となり、國民の福祉は只富國強兵の手段たるに過ぎざることを認識し、現實の國家間に於ける戦争の必然性——近代的市民社會國家に根源的に伏在して、後に帝國主義的世界戦争に於て最も明瞭に自己を顯現するところの——を強調した。而してこの戦争の必然性の根源を彼は世界貨幣の中に見た、故に彼の變革理論の根本的契機は世界貨幣であつたのである。⁸⁾

この理解は同時に我々に次の疑問を投げかける。(一)こゝに薦められる政策は可能であらうか？

(二)この政策は理論的に如何なる意義を持つてゐるか？而して此處に我々の批判の道が開けるであらう。(一)此の政策の可能性——世界貨幣を強制的に政府の手に收め、代りに國內貨幣を流通せしむることが、彼の理想國家たる契約國家に於て可能であらうか？現實の國家に於ては貧富の差異は個人が所有する世界貨幣類によつて表現せられ、富める人にとつては現實の經濟制度が彼の利益なのである。而して彼等の契約によつて生ずるとされる國家は、彼等の利益を確保・尊長せなければならぬ。故に彼等の利益を無視して直ちにこの政策を斷行するは不可能であらう。フイヒテも亦如何なる國家もこの政策を容れぬであらう理由を豫見して獻辭に於て云ふ。

「この欲せざることの明瞭に若しくは不明瞭に考へられた根據は次のものでありませう。即ち歐洲が他の世界部分に關して大なる利益を持ち、後者の力と生産物との多くを彼の力と生産物との等價物なくして引寄せてゐること、歐洲各國は他の歐洲各國との關係に於て貿易尻が如何に不利益であらうとも、他の世界のこの共同的搾取から何等かの利益を得てゐる、貿易尻を彼

u. Statistik Bd. 5 1865.)

8) Fichteと同じく永遠の平和を欲した Kant は、Zum ewigen Frieden に於て、商業精神 (Handelsgeist) は平和をもたらずに與ると答へた。が Fichte は、それに對して否定的な解答を與へたのである。この對立は我々に興味深い。

の利益にと改良しヨリ大なる利益を得んとする希望を捨てず、大歐洲商業社會より退場すれば勿論それら全部を斷念せねばならぬと云ふことと之であります。この欲せざる根據を止めるためには、法と正義とに基かぬ歐洲人と他の世界との關係の如き關係が繼續することが不可能だと云ふことが示されねばならぬでありませう……たがたとへこの證明がなされた後でも、人尙或ひは云ふかも知れません。『少くとも現在まではこの關係・母國に對する植民地の服従・奴隸實質は尙繼續してゐる。而して我々はこれら全てが止まることを經驗せぬであらう、それが尙繼續限り、我々はそれから利益を求めやう（下略 出口）』と。私はこれに對して答へる言葉を知りません⁹⁾。

我々はこゝに國家のこの態度はやがて又個人の態度であることを忘れてはならぬ。國內の富める市民は彼等が私的利益と追求する限りに於て此の政策を容れず、政府の行動を拒むであらう。而してこれに對してフイヒテは同様に「答ふべき言葉を知らぬ」と云はねばならぬ筈であり、こゝにこの政策のウトビー的性格が暴露されるのである。¹⁰⁾ 故にこの政策には、現實的地盤がないと評さねばならぬ、この政策は決して彼が期待したが如き現實の政府の當事者が當事者たる資格に於て擔ひうるのではなく、より綿密なる現實の分析より選出されたる者こそが當りうるであらう。

(二) 政策の理論的妥當性の制限——我々はこの政策が政府の容るゝところとなり、又可能であつたとしやう。その時理性國家は實現するであらうか？我々はフイヒテの分業論に於て之を吟味するであらう。彼は國家が分業をその間に均衡が保たるべく調整すべきであると主張する。而して現實の國家に於ける商人及び工業家に就て云ふ。若し彼等を偶然に委せて置くならば、彼等はすべての點に於て自由であり、規律もなければ保證もなく、「社會のふところ」に於ける半野蠻人である。彼等は私的利益を求め、掠奪——尤も人は掠奪と云はず利潤と云ふけれども——を働くの

9) Struensee への獻辭より、III SS. 392, 393 (XXVII-XXVIII) 傍點は出口。

10) 之「封鎖商業國家」がモーアの「ユトピア」、カムパネラの「太陽國家」と共にウトビーに數へ上げられる所以である。

である¹¹⁾。即ち商業社會内部の自由放任に對して彼は國家の統制を要求する。と同時に彼の分業論は次の特徴を持つてゐる。分業の發生は國家それ自身には全然非本質的・偶然的であつて、「商業及び工業に關する規定・規則は、單に利益・賢明の事柄であり、その限り個人の意欲^{ウイルクユール}であり、嚴密なる法の對象ではない¹²⁾。」即ち分業は國家・法の成立以前に假定せられてゐる。この分業は正しく近世的な自然發生的分業である。故にファイヒテの分業論は、近世的な自然發生的分業の承認の上に立つて、それより生ずべき弊害に對して之を統制を加へることを意味する¹³⁾。このことは次のことに關聯する。國內貨幣が世界貨幣に代る時、私的利益に基づく自然發生的分業が一應承認せられる限りに於ては、以前に存した貧富の差異は同様に存續する。之ファイヒテの明言すること¹⁴⁾ろでもある。若し財産の不平等が存續するならば、世界貨幣が國內貨幣によつて代へられやうとも、國內に強者と弱者との對立が生じ、國民の福祉は彼が所期するが如くに實現するとは云ひえない。ファイヒテは現實の國家に於ける矛盾の根源を世界貨幣に求めた、だが我々はこゝにこの交換の媒介物を取除くことのみによつては理想は實現されえぬことを認識しなければならぬ。問題は流通部門より更に進んで世界貨幣を交換の媒介物たらしめる生産部門に潛入して、生産様式に一切の矛盾の根源と發見することに係はつてゐる。彼は「交換の無政府狀態」に就て云ふ、が分析は更に進んで「生産の無政府狀態」にまで遡らねば、具體的な實踐理論とはならない。

我々は上にファイヒテの政策の抽象性を論じえたかと思ふ。が我々はこの抽象性の由來を問はね

11) III S. 447 (56, 57).

12) III SS. 421, 422 (28) 「技術及び營業をなす排他權に於ては勞働手段・勞働對象の偶然的財産に就ては、全然注目すべきではない。」(III S. 444 (53))

13) 現今の統制理論も又多くこれを出でない。

14) III S. 454 (42).

ばならぬ。之は當時の經濟的文化體系の發展段階・その科學的研究の未熟・自然法的社會思想・及び彼の唯心論的哲學とに依存するであらう。資本主義的生産が未だ發展せず、資本が流通部門に於て支配的であつた事情と、彼が英國の古典經濟學の市民社會の機構の分析を獲得せざりし事情とは、フィヒテをして流通部門に現實の矛盾の・從つて政策の・根本的契機を發見せしめたのである。¹⁵⁾本書が「商業國家」と題せられ、國家の經濟組織を意味するもの、¹⁶⁾正にこの事情による。更に彼は自然法的社會思想の影響の下に、社會發展の理論を辯證法的に把握せず、我々に對して具體的たりうべき古代國家成立以前の社會に就て考へず、只我々に對目的となれる社會の爭鬭狀態から歴史を説明するに留つた結果、彼の分業論は既述の抽象性を纏綿するに至つたのであらう。國家の自然的境界」も又自然法的思想の一表現たることは明らかである。實證主義的立場より之を否定するは、自然法的思想の意義を深く解せざるによるは云ふまでもないとしても、歴史を媒介とせざる「自然的境界」がそのみにては抽象的であることを見なければならぬ。この抽象性は、今日ナチスのこの語の解釋に於て知ることが出来る。ナチスの理論家はドイツの「自然的境界」とは、同國が世界大戰前に有したすべての植民地を含めて解すべきだと云ふ。¹⁷⁾之既述の如く植民地の領有に批判的であるフィヒテの眞意を曲解するものである。最後にフィヒテの唯心論哲學、實踐的理想主義は、實踐的ではありながら、實踐に於ける現實的契機即ち彼の「非我」の獨立性を否定し、之を單に「自我」の所産なりとして、積極的意義を持たせなかつた。¹⁸⁾之彼の實踐理論を現實的地盤を缺いたウトピーたらしめたのである。——我々はこれよりフィヒテの變革理論のウトピ

15) 世界貨幣に矛盾の根源を發見したフィヒテは、それを強調する餘りに、貿易の理想を置いたが、具體的眞理を認識せしめ、只國家の封鎖によるアウタルキーに彼の理想を云ふ。之は我々は上述の「價値の絶對平等」に基づく貿易の必要を痛感する。
16) Vgl. Vorläufige Erklärung des Titels.

一的性格と共に、それを越えて理想主義的國家改造への實踐的意圖が我々に對して有すべき意義とを理解することが出来ると思ふ。我々はフイヒテの歴史性を理解することは、同時に古典經濟學に於て見られる資本主義社會の構造分析を含み入れずしては、實踐理論の具體性は獲得せられぬことを知ると共に、ドイツ唯心論よりも實踐的契機の一を學び取ることが出来ると思ふのである。後者はフイヒテの變革理論の他の一面たる、彼の第三期の思想に顯著となれる「國民教育論」に（「ドイツ國民に告ぐ」に於て表はれたる）を知る時、より明白になるであらう。我々が見た如き「封鎖商業國家」に於ける實踐理論の抽象性は、抽象性の故に多様な解釋を容れることが出来、現在の種々の變革理論に夫々利用される。例へば我々が觸れるところがあつたナチスの理論の如きも、フイヒテに於て彼等の先驅者を見出さんと試みるが如くである。我々がフイヒテを歴史的意識を以て理解すると共に、その理論の抽象性を批判的に認識することは、種々なる曲解より彼を守り、又現代に於ける實踐的課題に答へるためにも極めて重要であると云はなければならない。

〔註〕「封鎖商業國家」に對する各種の解釋を一括して示し、筆者は讀み得た文獻を例舉すれば次の如くである。

（一）社會主義となすもの——F. Lassalle, Die Philosophie Fichtes u. die Bedeutung des deutschen Volkes; Marianne Weber, Fichtes Sozialismus u. sein Verhältnis zur Marx'schen Doktrin; H. Waentig (Einführung zum „Geschlossenen Handelsstaat“ in S. S. M.)

（二）無政府主義となすもの——Bakunin, H. Sieveking (Grundzüge d. neueren Wirtschaftsgeschichte)

（三）全體主義となすもの——O. Spinn, (Haupttheorien d. Volkswirtschaftslehre); J. Baxa (Einführung in die romantische Staatswissenschaft); Brunner, Wirtschaftsphilosophie Fichtes (1935) 最後のものは全くナチス的である。

（四）フリードリッヒ大王の理想の複製なりとするもの——F. Mehring, (Geschichte d. deutschen Sozialdemokratie)

17) Brunner, Cit. op. SS. 42-46. — 「富源理論」が深く理性的でなければならぬ一證左である。
18) フイヒテに従へば、我々が上に見た「財産權」は元より、肉體も亦「自我」の自由活動の所産に外ならない。